

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

届出事項変更届出書

京都市長殿

京都市中京区西ノ京桑原町 1 番地  
株式会社島津製作所  
代表取締役社長 矢嶋英敏

大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1、大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ( 仮称 ) ダイヤモンドシティ五条ショッピングセンター  
所在地 京都市右京区西院追分町 25-1 番地、25-2 番地

2、変更しようとする事項

( 1 ) 駐輪場の位置及び収容台数

( 変更前 ) 位置 添付図面記載のとおり

収容台数 1,500 台

( 変更後 ) 位置 添付図面記載のとおり

収容台数 1,542 台

( 2 ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

( 変更前 ) 数 4 ヶ所 A 南出入口、B 西入口、C 西出口、D 北出入口

位置 添付図面記載のとおり

( 変更後 ) 数 4 ヶ所 A 南出入口、B 西入口、C 西出口、D 北出口

位置 添付図面記載のとおり

北口は出口のみの使用とし、使用については土曜日、日曜日、祝日及び年末の繁忙期に  
限定するとともに使用時間は 12 時から 20 時までとします。

3、変更する理由

- ・ 歩行者、自転車利用者の安全に配慮し、車両出入口付近の自転車置場の位置及び店舗入口へのアクセス動線を変更するため。
- ・ 施設周辺の生活道路への来店客車両の流入を防止するため。

自主的対応策の内容

(1) 公共交通機関の利用促進策について

- ・ バス接近表示器の設置場所に関しましては、南面東側の客用入口に設置を予定しております。
- ・ 公共交通機関の利用促進に関しましては、現在民間のバス会社と協議しシャトルバス又はコミュニティバスの運行を予定しております。具体的なルートにつきましては、現在検討中であり未定ですが、運行日は日曜日、祝日を前提に、地域生活者の利便性増進に繋がるルート並びに来店車両の負荷軽減に繋がる運行を検討して参りたいと考えております。バスの運行にあたりましては、チラシ等により運行内容を広く告知させて頂き、目的達成のため利用者の増進を図りたいと考えております。尚バスの乗降位置は、利用者の利便を考慮し店舗出入口付近で検討しております。
- ・ 客用駐車場を有料とすることで、不要な来店客車両の抑制を図り、周辺道路への負荷を軽減いたします。なお、入庫ゲートの影響による公道上での入り待ち渋滞を防ぐため、立体駐車場については入庫ゲートを各階の入口に設置し、敷地内での駐車待ちスペースを十分確保します。また、平面駐車場については、混雑時には係員を配置し手渡し発券による入場の円滑化や、交通整理員による立体駐車場への誘導により、公道上での入り待ち渋滞を防ぎます。

(2) 北出入口について

- ・ 北口に関しましては、来店客車両の入庫口としての利用は、お客様にルートの周知がなされれば、大半の来店客車両が設定ルートを利用頂けるものと考えておりましたが、一部の車両については周辺生活道路への流入が懸念されることも事実であり、北口は今回見直し、入口として使用しません。
- ・ 本計画では来店客車両の約 4 割が北方面及び東方面からの来店客車両と予測しており、退出時には五条通が主要な経路となります。然しながら五条通は、通行量が多く特に東行きは、西大路五条交差点を起点とする信号待ち行列が、休日で 80m ~ 450m となっております。待ち行列の長さは、時間帯や右折の車両台数等の状況により変化致しますが、待ち行列が長くなった場合は、五条通東行きの退店客車両が、信号待ち行列に並ぶことを嫌がり、途中佐井西通等を左折し、施設東側の生活道路に進入することが懸念されます。五条通への負担を軽減することは、生活道路への車両進入の防止に繋がると考えておりますので、北口は入口として使用しません。出口としては、使用させて頂きたいと考えております。但し、地域の生活者への影響や交通安全に配慮し北口の使用は、土曜日、日曜日、祝日及び年末の繁忙期に限定し使用時間も 12 時から 20 時と致します。北出口からの退店客車両が周辺生活道路へ進入することを防ぐには、東経 2 号線に車両が滞留しないようにすることが必要です。そのため、北出口を利用する時間帯には、北出口及び東経 2 号線・高辻通交差部に交通整理員を配置し、交通整理員が連携をとり東経 2 号線に車両が滞留しない状況を確認して、北出口から退店客車両を誘導します。この誘導方法によると北出口から 1 時間当たり 200 台から 300 台の出庫が可能となりますが、東経 2 号線周辺の生活環境に配慮しつつ佐井西通に進入する車両の台数を抑制するためには、北方面、東方面への退出車両数の約 3 割となる 1 時間当たり 50 台から 100 台程度の出庫台数が必要と考えております。尚、東経 2 号線の既存歩道には、横断防止柵や通行車両への徐行案内看板の設置を検討しております。
- ・ 騒音について夜間の最大値の予測結果が、指針で定める基準（騒音規制法による夜間の規制基

準値)を超えていることにつきましては、北出口の使用時間を20時までと致しますので、夜の騒音が指針に定める基準を超えるおそれはないと考えます。

### (3) 西出入口について

- ・ 西小路通において来店客車両が右折レーンを越え滞留し、一般車両の通行に支障がでる場合は、西小路通に交通整理員を配置し滞留車両の解消に努めます。
- ・ 来店客車両により西側事業所及び駐車場における退出、来場に支障がでる場合は、交通整理員を配置するなどの対策を講じます。
- ・ 来店客車両と来客歩行者、自転車との交錯をできるだけ避ける為、当初計画では西口車路側にお客様用駐輪場に計画しておりましたが、同場所は従業員専用駐輪場とし、北方面、南方面からの自転車及び歩行者が西側の車両入口及び出口部分を横断しなくとも自転車置場、店舗入口にアクセスできるように動線計画を変更します。
- ・ 右折入場、左折退場を徹底させるため、比較的多数の来店客車両が予測される繁忙期(土曜日、日曜日、祝日、年末)には、交通整理員を配置します。また、敷地入口及び出口部分に入口位置及び出庫方向を記載した看板を設置する他、新聞折込チラシ等でも入場経路及び退出経路を周知し、右折入場、左折退出を誘導致します。

### (4) 南出入口について

- ・ 南入口の左折レーンは当初計画では、39mを予定しておりましたが、入庫待ち車両の滞留に配慮し59mに延長します。また、入場待ち行列が左折レーンを超えないように繁忙期(土曜日、日曜日、祝日、年末)には、交通整理員による誘導を行います。
- ・ 歩行者の安全に配慮し歩行者と車両の交錯箇所をできるだけ少なくするため、五条通東側から来店される歩行者の動線を車両出入口の東側に変更します。
- ・ 左折入場、左折退場を徹底させるため、繁忙期(土曜日、日曜日、祝日及び年末)には交通整理員を配置し、誘導するとともに出口付近には左折誘導サインを設置します。
- ・ 退店客車両を設定経路に誘導するため、出口部分には退出経路を表示した看板を設置する他、新聞折込チラシ等でも退出経路を周知し、佐井西通等生活道路への退店車両進入を防止します。

### (5) その他

- ・ 南、西出入口に関しては、土曜日、日曜日、祝日、年末の繁忙期には、出入口に交通整理員を配置します。北出口及び東経2号線・高辻通交差部に関しては、使用日、使用時間帯に交通整理員を配置します。又、平日につきましては、来店客車両の通行量、通行者数等の状況に応じ、交通整理員の配置場所を検討いたします。
- ・ 歩行者の安全と来店客車両の円滑な入場を図るため、西出入口や南出入口付近における駐輪場位置を変更するとともに、歩行者動線の見直しを行いました。具体的な来店客車両、原動機付自転車、自転車及び歩行者の動線を図に示します。
- ・ 自動二輪については、新たに専用駐車場所(26台)を西側駐輪場横に設ける計画です。

- ・ 隔地駐車場に関しましては、周辺（五条通、西小路通の道路周辺）に駐車場として利用可能な纏まった用地が存在しないことから極めて難しいと考えております。

#### 付帯意見に対する対応策

- ・ 荷さばき施設の騒音に関しては、荷さばき車両のアイドリング禁止の徹底を図るとともに荷さばき時間の短縮と作業人員への騒音防止意識の徹底により地域の皆様への影響に配慮させていただきます。入庫・出庫車両の東側スロープには、高さ 1.8m の遮音効果のある壁を設置し（当初計画は 1.2m）、来店客車両の騒音防止に努めます。
- ・ 西小路通、五条通で来店客車両の待ち行列が、新設レーンを超えて滞留する場合には、西大路五条交差点付近、葛野大路五条交差点付近等で交通整理員等による混雑状況の告知を行い、周辺道路への負荷軽減に配慮します。
- ・ 市道葛野東緯 16 号線、同 14 号線沿いに新設する敷地内歩道及び新設歩道には、横断防止柵を設置し安全対策に配慮します。
- ・ 西側の西小路通側については、当初計画より更に 0.25m 敷地をセットバックし、歩道幅員として 2.75m を確保いたします。
- ・ 原付自転車については、北西側、西側、南側では車両出入口からの入庫とし、歩道部分での走行の防止を図ります。
- ・ 施設は、ハートビル法の誘導的基準及び京都市人にやさしいまちづくり要綱に定める施設整備基準を満たした施設と致します。又京都市商業集積ガイドプランに関する運用基準（UD 推進指標）に基づき、高齢者や身体障害者の方々が円滑に利用できる施設と致します。
- ・ 店舗開業後に周辺地域の方々より敷地内外の問題についてご意見を頂いた場合は、その実態の把握に努めるとともに大規模小売店舗立地法、騒音規制法等に基づき、誠実に対応策の検討を行います。